

苫小牧市国保

に加入中の

被用者

の方へ

新型コロナウイルス感染症に

感染又は感染が疑われる方が

療養のため仕事を休んだ場合

傷病手当金を

受けとれる可能性があります



手当金を受けるには

以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください

1. **新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われ、療養のために仕事ができない**

医療機関や事業主の証明が必要です。感染が疑われる場合、まずは「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター(連絡先:0800-222-0018)」へご連絡ください。

2. **仕事を4日以上休んでいる**

3. **休んだ期間について、給与等がもらえない**

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3か月間の
給与収入の合計額
÷
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

傷病手当金を申請するには

① 「国民健康保険傷病手当金支給申請書(4種類)」をご用意ください

●世帯主記入用

手当金は、世帯主の方の口座に支給されます。世帯主以外の方の口座を指定する場合は、世帯主の委任が必要です。

●被保険者(国保に加入しているご本人)記入用

医療機関を受診していない場合は、こちらの申請書に事業主の証明が必要です。

●事業主記入用

直近3カ月間において複数の事業所に勤務していた方が、各就労ごとに申請する場合は、各事業主の申請書が必要です。

●医療機関記入用

医療機関を受診していない場合は、不要です。

② 保険年金課へ申請してください

③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は、支給額・振り込み日が記載された通知書が届きますので、内容を確認してください。

Q. 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

A. 「最初に仕事を休んだ日(もともと休みの場合は除く)」から数えて、「4日目以降の仕事を休んだ日」から支給対象となります。

※2日目、3日目がもともと休みだった場合でも、日数の数え方に影響はありません。

Q. 対象となる期間は？

A. 令和2年1月1日～令和3年12月31日の間です。
ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

Q. 申請書はどこでもらえるの？

A. 下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
窓口のほか、郵送でのお渡しも可能です。

お問い合わせ先

苫小牧市市民生活部保険年金課
0144-32-6425(直通)